

新潟市職員安全衛生要綱

(職 員 課)

目 次

第 1 章 総則	(第 1 条, 第 2 条)
第 2 章 総括安全衛生管理者	(第 3 条)
第 3 章 安全管理	(第 4 条, 第 5 条)
第 4 章 衛生管理	(第 6 条～第 1 1 条)
第 5 章 安全衛生推進者等	(第 1 2 条)
第 6 章 作業主任者	(第 1 3 条)
第 6 章の 2 作業指揮者	(第 1 3 条の 2)
第 7 章 職員健康管理審査委員会	(第 1 4 条～第 1 8 条)
第 8 章 衛生委員会及び安全衛生委員会	(第 1 9 条～第 2 4 条)
第 8 章の 2 ダイオキシン類対策委員会	(第 2 4 条の 2・第 2 4 条の 3)
第 8 章の 3 総括安全衛生会議	(第 2 4 条の 4)
第 9 章 総括安全衛生協議会	(第 2 5 条～第 2 8 条)
第 10 章 雑則	(第 2 9 条～第 3 0 条)
附 則	

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要綱は、職員の安全管理及び衛生管理について、法令に定めがある場合を除くほか、必要な事項を定めることにより職員の安全の確保と健康の保持、増進を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において「職員」とは、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）（以下「地公法」という。）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員及び同条第 3 項に規定する特別職に属する職員のうち常勤的なものをいう。

ただし、消防局、水道局及び市民病院に勤務する職員を除く。

第2章 総括安全衛生管理者

(総括安全衛生管理者)

第3条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、別表に掲げる事業場に総括安全衛生管理者を置き、それぞれ同表に掲げる職にある者をもって充てる。

第3章 安全管理

(安全管理者)

第4条 法第11条第1項の規定に基づき、別表に掲げる事業場にそれぞれ同表に掲げる人数の安全管理者を置き、任命権者がこれを任命する。

(職員の守るべき事項)

第5条 職員は、安全を確保するため、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 常に事務所、作業場等の整理整頓をすること。
- (2) 職場における事故要因の排除に努め、常に安全で規律ある行動をすること。
- (3) 車両、機械器具その他用具類の点検整備を励行し、安全かつ適切な方法で使用する。
- (4) 定められた安全用具は、必ず着用すること。

第4章 衛生管理

(衛生管理者)

第6条 法第12条第1項の規定に基づき、別表に掲げる事業場にそれぞれ同表に掲げる人数の衛生管理者を置き、任命権者がこれを任命する。

(産業医)

第7条 法第13条の規定に基づき、別表に掲げる事業場にそれぞれ同表に掲げる人数の産業医を置き、任命権者がこれを任命する。

第7条の2

別表に掲げる事業所ごとの産業医を総括する者として、総括産業医を置く。総括産業医は、新潟市役所本庁衛生委員会の産業医をもって充てる。

第7条の3

総括産業医及び産業医を補助する者として、指定医を置くことができる。指定医は、健康診断の結果に対する措置や職員の復職時の面接等を職務とする。

（健康診断の実施）

第8条 任命権者は、職員又は職員に採用しようとする者に対し、法第66条による健康診断その他任命権者が必要と認める健康診断を実施する。

（健康診断受診の義務）

第9条 職員は、指定された期日及び場所において健康診断を受けなければならない。ただし、長期療養中の者その他任命権者が必要がないと認める者については、この限りでない。

2 やむを得ない理由により指定された期日及び場所において健康診断を受けることができない職員は、他の医師による健康診断を受け、その結果を証明する書面を任命権者に提出しなければならない。

（健康診断の結果に対する措置）

第10条 産業医は、健康診断の結果についてこれを記録するとともに、速やかに任命権者に報告しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による報告に基づき職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して適切な措置を講ずるものとする。

（予防接種の実施）

第11条 職員の健康管理のため、必要に応じて予防接種を実施する。

第5章 安全衛生推進者等

（安全衛生推進者等）

第12条 法第12条の2の規定に基づき、別表2に掲げる事業場にそれぞれ同表に掲げる人数の安全衛生推進者又は衛生推進者（以下「安全衛生推進者等」という。）を置き、任命権者がこれを任命する。

なお、災害防止のため必要と認められる場合、安全衛生推進者に相応する資格を有する者を安全推進担当及び衛生推進担当として配置することができるものとする。

第6章 作業主任者

(作業主任者)

第13条 法第14条の規定に基づき、別表3に掲げる事業場にそれぞれ同表に掲げる人数の作業主任者を置き、任命権者がこれを任命する。

第6章の2 作業指揮者

(作業指揮者)

第13条の2 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第592条の6の規定に基づき、次の表に掲げる事業場にそれぞれ同表に掲げる人数の作業指揮者を置き、任命権者がこれを任命する。

事業場名	人数	事業場名	人数
新田清掃センター	5名以内	巻清掃センター	1名
亀田清掃センター	10名以内		

第7章 職員健康管理審査委員会

(健康管理審査委員会の設置)

第14条 職員の健康管理に関し特に必要な事項を協議するため、職員健康管理審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(審査委員会の職務)

第15条 審査委員会は、任命権者の求めに応じて次の各号に掲げる事項の審査を行う。

- (1) 傷病による職員の休職及び療養休暇に関すること
- (2) 傷病により休職中の職員の職場復帰に関すること
- (3) 傷病により長期療養休暇を取得した職員の職場復帰に関すること
- (4) その他、職員の健康管理に関すること

2 審査委員会は、他の任命権者から求められた場合は、その部局の職員について審査を行うことができる。

(審査委員会の組織等)

第16条 審査委員会は、委員若干人をもって組織する。

2 審査委員会の委員（以下「委員」という。）は、市長が任命または委嘱するものとする。

3 審査委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

4 委員長は会議を総理し、審査委員会を代表する。

5 委員長が病気、事故その他やむを得ない理由によって職務を行なうことができないときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代行する。

(審査委員会の運営)

第17条 審査委員会は、委員長が召集する。

2 審査委員会は、毎月1回、定例会議を開くものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは臨時に審査委員会を開くことができる。

3 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 前4項に定めるものを除くほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(審査委員会の庶務)

第18条 審査委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

第8章 衛生委員会及び安全衛生委員会

(衛生委員会及び安全衛生委員会の設置)

第19条 法第18条及び第19条の規定に基づき、別表に掲げる事業場に同表に掲げる衛生委員会及び安全衛生委員会（以下「委員会」と総称する。）を置く。

(委員会の職務)

第20条 衛生委員会は、法第18条第1項各号に掲げる事項について調査審議し、任命権者に対し意見を述べるものとする。

2 安全衛生委員会は、法第17条第1項各号及び第18条第1項各号に掲げる事項について調査審議し、任命権者に対し意見を述べるものとする。

(委員会の組織等)

第21条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号の規定による委員は1人とする。

(1) 総括安全衛生管理者又はこれに準ずる者で任命権者が任命したもの

(2) 別表に掲げる事業場の職員で安全又は衛生業務に関し経験を有するもののうちから任命権者が任命したもの

(3) 産業医のうちから任命権者が任命したもの

(4) 事業場業務の事務調整に関する事項を所管する職員で、任命権者が任命したもの

3 任命権者は、前項第2号及び第4号の規定による委員の半数については、新潟市職員労働組合の推薦に基づき任命する。

4 第2項第2号及び第4号の規定による委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項に規定する委員は、再任されることができる。

6 委員会に議長を置き、議長は第2項第1号の規定による委員をもって充てる。

7 議長は、会務を総理し、委員会を代表する。

8 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指定する委員が、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第22条 委員会は、議長が招集する。

2 委員会は、在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、調査審議に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めその説明又は意見を聴取することができる。

4 前3項に定めるものを除くほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(会議録)

第23条 次条の規定により委員会の庶務を処理することとなる課又は機関の長は、委員会の議事を会議録として記録し、その写しを総務部長に速やかに提出しなければならない。

(委員会の庶務)

第24条 委員会の庶務は、別表に掲げる委員会についてそれぞれ同表に掲げる課又は機関において処理する。

第 8 章の 2 ダイオキシン類対策委員会

(ダイオキシン類対策委員会の設置)

第 2 4 条の 2 ダイオキシン類ばく露防止対策の徹底を図ることを目的として、次の表に掲げる事業場に同表に掲げるダイオキシン類対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

事業場名	対策委員会名
新田清掃センター	新田清掃センターダイオキシン類対策委員会
亀田清掃センター	亀田清掃センターダイオキシン類対策委員会
巻清掃センター	巻清掃センターダイオキシン類対策委員会

(対策委員会の組織等)

第 2 4 条の 3 対策委員会は、次の表に掲げる委員をもって組織し、委員の数は、17 人以内とする。

対策委員会名	対策委員会を組織する委員
新田清掃センター ダイオキシン類 対策委員会	対策責任者（新田清掃センター所長をもって充てる。） 衛生管理者（第 6 条の規定により新田清掃センターの衛生管理者として任命権者から任命された者をもって充てる。） 産業医（第 7 条の規定により新田清掃センターの産業医として任命権者から任命された者をもって充てる。） その他の委員として任命権者から任命された者
亀田清掃センター ダイオキシン類 対策委員会	対策責任者（亀田清掃センター所長をもって充てる。） 衛生管理者（第 6 条の規定により亀田清掃センターの衛生管理者として任命権者から任命された者をもって充てる。） 産業医（第 7 条の規定により亀田清掃センターの産業医として任命権者から任命された者をもって充てる。） その他の委員として任命権者から任命された者
巻清掃センター ダイオキシン類 対策委員会	対策責任者（巻清掃センター所長をもって充てる。） 衛生管理者または安全衛生推進者（廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱の規定により巻清掃センターの衛生管理者または安全衛生推進者として任命権者から任命された者をもって充てる。） 産業医（廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱の規定により巻清掃センター産業医として

	任命権者から任命された者をもって充てる。） その他の委員として任命権者から任命された者
--	--

2 前項の表に規定する対策責任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 対策委員会，委託先事業者，関係請負人等の協議組織の運営に関すること。
- (2) ダイオキシン類ばく露防止対策の徹底を図るため必要と思われる事項の実施に関すること。

3 第1項の表に規定するその他の委員として任命権者から任命された委員（以下「その他の委員という。」）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、対策委員会が別に定める。

第8章の3 総括安全衛生会議

（総括安全衛生会議の設置）

第24条の4 新田清掃センター安全衛生委員会，亀田清掃センター安全衛生委員会，清掃事務所安全衛生委員会並びに舞平清掃センター安全衛生委員会の円滑な運営を図るため必要な調整，協議及び指導を行い，並びに新田清掃センター，亀田清掃センター，清掃事務所，舞平清掃センター及び巻清掃センターの職員の安全及び衛生に関する事項について総合的に検討することを目的として別表1の2に掲げる清掃センター総括安全衛生会議を，教育委員会に属する安全衛生委員会，学校の衛生委員会及び衛生委員会非設置職場における円滑な運営を図るため必要な調整，協議及び指導を行うとともに，教育委員会の職員の安全及び衛生に関する事項について総合的に検討することを目的として別表1の2に掲げる教育委員会総括安全衛生会議を置く。

2 前項に定めるもののほか，総括安全衛生会議の運営に関し必要な事項は，総括安全衛生会議が別に定める。

第9章 総括安全衛生協議会

（総括安全衛生協議会の設置）

第25条 職員の安全及び衛生について総合的な検討並びに委員会の活動の調整を行い，必要に応じ任命権者に建議するための総括安全衛生協議会（以下「協議会」という。）

を置く。

(協議会の組織等)

第26条 協議会は、委員26人をもって組織する。

2 会長は総務部長をもって充てる。

3 協議会の委員は、委員会の委員及び総括会議の委員のうちから任命権者が任命し、その半数は新潟市職員労働組合の推薦に基づき任命する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(協議会の運営)

第27条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、協議に必要と認めるときは、関係人の出席を求めその説明又は意見を聴取することができる。

3 前2項に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(協議会の庶務)

第28条 協議会の庶務は、総務部職員課において処理する。

第10章 雑 則

(適用除外)

第29条 第14条中「職員」については、地公法第22条の2第1項第1号および第2号に規定する会計年度任用職員は除くものとする。

(その他)

第30条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に任命されている総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医は昭和60年3月31日まで、この要綱の規定による総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医とみなす。

附 則

この要綱は、昭和 6 1 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年 1 0 月 1 9 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行により、第 1 9 条第 2 項第 4 号委員の規定により、新たに任命されることになる委員の任期については、同項第 2 号委員の残任期間と同一とする。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 1 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行により，新たに任命されることとなる委員の任期については，第 2 1 条第 4 項の規定にかかわらず，同条第 2 項第 2 号及び第 4 号委員の残任期間と同一とする。

附 則

この要綱は，平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 1 7 年 1 0 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 2 0 年 7 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 2 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は，平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に任命された委員の任期は，改正後の新潟市安全衛生要綱第 2 4 条の 3 第 3 項の規定にかかわらず，平成 2 5 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

- 1 この要綱は，平成 2 4 年 6 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に任命された委員の任期は、改正後の新潟市安全衛生要綱第24条の3第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月19日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に任命された委員の任期は、改正後の新潟市安全衛生要綱第24条の3第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表１（第３条，第４条，第６条，第７条，第１９条，第２４条関係）

事業場	総括安全衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	産業医	衛生委員会及び安全衛生委員会	
	職	人 数	人 数	人数	名称	庶務担当
新潟市役所（白山浦庁舎を含む）	総務部長		４	１	新潟市役所本庁衛生委員会	職員課
北区役所	副区長		２	１	北区役所衛生委員会	北区役所地域総務課
東区役所	副区長		２	１	東区役所衛生委員会	東区役所総務課
中央区役所	副区長		２	１	中央区役所衛生委員会	中央区役所総務課
江南区役所	副区長		２	１	江南区役所衛生委員会	江南区役所地域総務課
秋葉区役所	副区長		２	１	秋葉区役所衛生委員会	秋葉区役所地域総務課
南区役所	副区長		２	１	南区役所衛生委員会	南区役所地域総務課
西区役所	副区長		２	１	西区役所衛生委員会	西区役所総務課
西蒲区役所	副区長		２	１	西蒲区役所衛生委員会	西蒲区役所地域総務課
保健所	保健所長		１	１	保健所衛生委員会	保健衛生総務課
新田清掃センター	新田清掃センター所長	１	１	１	新田清掃センター安全衛生委員会	新田清掃センター
亀田清掃センター	亀田清掃センター所長	１	１	１	亀田清掃センター安全衛生委員会	亀田清掃センター
舞平清掃センター	舞平清掃センター所長	１	１	１	舞平清掃センター安全衛生委員会	舞平清掃センター
清掃事務所	清掃事務所長	１	１	１	清掃事務所安全衛生委員会	清掃事務所
下水道管理センター	下水道管理センター所長	１	１	１	下水道管理センター安全衛生委員会	下水道管理センター
教育委員会	教育次長	１	４	１	教育委員会安全衛生委員会	教育職員課

別表１の２（第２４条の４関係）

名 称	議 長	副議長	総括安全衛生管理者	安全管理者 衛生管理者 又は 安全衛生推進者	産業医	職員組合 推薦委員	左以外 の 委員	事務局
清掃センター 総括安全衛生会議	環境部長	１ 人 （循環社会推 進課長）	４ 人	４ 人	４ 人	新田清掃 センター ３ 人 亀田清掃 センター ３ 人 清掃事務所 ３ 人 舞平清掃 センター １ 人 巻清掃 センター １ 人	廃棄物 対策課長 巻清掃 センター所長	亀田清掃センター
教育委員会 総括安全衛生会議	教育次長				１ 人	９ 人	校園長 ４人 教育総務課長 施設課長 保健給食課長 学校人事課長 学校支援課長	教育職員課

別表 2（第 1 2 条関係）

事業場名	安全衛生推進者等	人数
区役所 市役所	出張所	各 1 人
	保育園	各 1 人
	明生園	1 人
	児童発達支援センター	1 人
	衛生環境研究所	1 人
	食肉衛生検査所	1 人
	中央卸売市場	1 人
	農業活性化研究センター	1 人
	美術館	1 人
	文化財センター	1 人
	地域保健福祉センター	1 人
	新潟駅周辺整備事務所	1 人
	児童相談所	1 人
	身体障がい者更生相談所	(1 人)
	知的障がい者更生相談所	(1 人)
	上大川前庁舎	1 人
清掃	新津クリーンセンター	1 人
	巻清掃センター	1 人
	白根環境事業所	1 人
下水道	下水道事務所	1 人
教育委員会	教育相談センター	1 人
	総合教育センター	1 人
	図書館	1 人
	小学校	各 1 人
	中学校	各 1 人
	養護学校	1 人
	高等学校	各 1 人
	幼稚園	各 1 人
	給食センター	各 1 人

別表 3（第 13 条関係）

事業場名		作業主任者名称	人数
	新田清掃センター	酸素欠乏危険作業主任者	4 人
		特定化学物質等作業主任者	2 人
	亀田清掃センター	酸素欠乏危険作業主任者	3 人
		特定化学物質等作業主任者	5 人
		圧力容器取扱作業主任者	1 人
	舞平清掃センター	酸素欠乏危険作業主任者	1 人
		ガス溶接作業主任者	1 人
		特定化学物質等作業主任者	1 人
		圧力容器取扱作業主任者	1 人
	巻清掃センター	ボイラー取扱作業主任者	1 人
下水道	下水道管理センター	酸素欠乏危険作業主任者	2 人